

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

奥入瀬川流域保全計画

平成18年8月

青 森 県

目 次

第 1	保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項	
1	奥入瀬川流域の概要	1
2	奥入瀬川流域の保全地域	2
3	保全すべき森・川・海の環境の特質の概要	4
4	保全地域の土地利用、地域文化の概要	5
5	保全の方針その他保全に関する基本的な事項	6
第 2	ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項	
1	清流管理指針	7
2	森・川・海の主要な要素を保護するための事項	11
3	森・川・海の維持・管理に関する事項	14
4	管理上必要な保全施設の整備に関する事項	14

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項

1 奥入瀬川流域の概要

奥入瀬川は、十和田湖子ノ口を源とし、南八甲田の山々から流れてくる黄瀬川、鳶川などの支川を集めながら北流し、十和田市（旧十和田湖町）焼山付近で東流に転じたあと、中里川、熊の沢川、後藤川などの支川と合流しておいらせ町で太平洋に注ぐ、流路延長 70.7km（うち河川法に基づく河川指定延長 70.7km）、流域面積 819.9km²の二級河川である。流域は東西に細長い三角形の形状を呈し、南側に五戸川流域と隣接する。

上流域は、ブナ、ミズナラなどの広葉樹が広がる山地で、十和田湖、奥入瀬溪流周辺が、十和田八幡平国立公園の一部となっており、ブナ自然林や奥入瀬溪流に代表される全国でも有数の観光地となっている。

中下流域は、洪積台地である上北台地と奥入瀬川及びその支川の堆積物で形成された沖積低地となっており、周囲の丘陵と一体となった田園空間が形成されている。

奥入瀬川の河道は、奥入瀬溪流より上流（焼山より上流）はほとんどが自然河道となっているが、その下流は護岸が整備され、自然河道は残されていないが、ほとんどの区間で豊かな植生が回復している。

海岸部は、奥入瀬川河口より南側が市川海岸、北側が横道海岸であるが、ともに消波ブロック及び海岸堤防が整備された砂浜となっている。このように海岸線は、施設が整備され自然海岸は減少している。

2 奥入瀬川流域の保全地域

奥入瀬川流域における保全地域は、自然環境が優れた状態を維持している区域のうち、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、自然環境が優れていること、多様な動植物や希少な種が生息・生育していること、地域住民との関わりが深いことなどの理由から下記の区域を保全地域として指定する。

	保 全 地 域
森林	<p>下記の林班に含まれる「水土保全林」及び「森林と人との共生林」 < 国有林 > (上指久保国有林) 1 の内、2、3 (月日山国有林) 4 の内、5、6 (高崎国有林) 3 2 の内、3 3、3 4 の内、3 5 の内、3 8、3 9、4 0、4 1、4 2、4 3 (惣辺山国有林) 4 4、4 5、4 6、4 7、4 8、4 9、5 0、5 1、5 2、5 3 の内、5 4、5 5、5 6 (宇樽部国有林) 5 7、5 8、5 9、6 0 の内、6 1、6 2、6 3、6 4、6 5、6 6 の内 (尻辺山国有林) 6 7、6 8、6 9、7 0、7 1、7 2 の内、7 3、7 4、7 5 の内、7 6 の内、7 7、7 8 (幌内山国有林) 7 9 の内、8 0、8 1、8 2 の内、8 3 の内、8 4、8 5、8 6、8 7、8 8、8 9、9 0、9 1 (黄瀬山国有林) 9 2、9 3、9 4、9 5、9 6、9 7、9 8、9 9、1 0 0、1 0 1、1 0 2、1 0 5、1 0 8、1 0 9、1 1 0、1 1 1 (鳶 国 有 林) 1 1 2 の内、1 1 3 の内、1 1 4、1 1 5、1 1 6、1 1 7 (谷 地 国 有 林) 1 1 8 の内、1 1 9、1 2 0、1 2 6 (黒森山国有林) 1 2 7 の内、1 2 8 の内、1 2 9、1 3 0、1 3 1 の内、1 3 2 の内、1 3 3、1 3 4、1 3 5 の内、1 3 6 (深持山国有林) 1 3 9 の内、1 4 2 の内、1 4 3 の内、1 4 4 の内 < 民有林 > (旧十和田市) 1 の内、2、3、4、5 の内、6、7 の内、8、9 の内、1 0 の内、1 8 2 の内、1 8 3、1 8 4、1 8 5 の内、1 8 6 の内、1 8 7、1 8 8、1 8 9、1 9 0、1 9 1、1 9 2 の内、1 9 3、1 9 4、1 9 5、1 9 6 (旧十和田湖町) 1 9 7 - 1、1 9 7 - 2 の内、1 9 8 - 1 の内、1 9 8 - 2 の内、1 9 8 - 3 の内、1 9 9 の内、2 0 7 の内、2 3 5、2 3 9、2 4 0 の内、2 4 1、2 4 2 の内、2 4 3 の内、2 4 4、2 4 5 の内、2 4 6 の内、2 4 7 の内</p>
河川	<ol style="list-style-type: none"> 1 十和田湖(子ノ口)から河口までの奥入瀬川の区域 2 四和防災ダムから奥入瀬川との合流点までの後藤川の区域 3 北股沢の合流点から奥入瀬川との合流点までの熊の沢川の区域 4 三川目沢と猿倉沢との合流点から奥入瀬川との合流点までの片淵川の区域 5 大石倉沢と冷水沢との合流点から奥入瀬川との合流点までの中里川の区域 6 青森県に属する十和田湖の水面の区域
海岸	横道海岸の区域

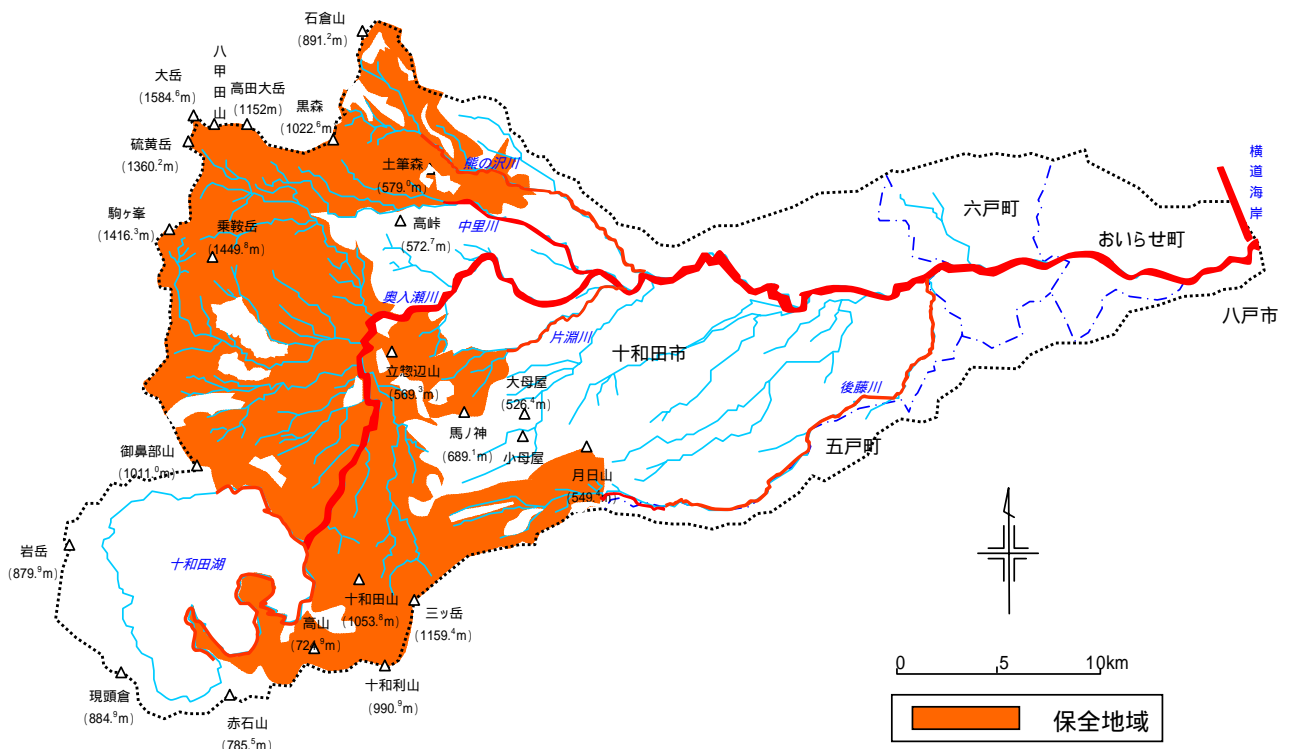


図 奥入瀬川流域と保全地域指定位置図

3 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要

森林の区域は、水源かん養、動植物の生息・生育の場などとしての機能が強く、奥羽山脈の一番北側に位置し、動植物の保護等を目的とする「八甲田山森林生物遺伝資源保存林」及び野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流の促進や森林の連続性の確保を目的とする「緑の回廊」が設定されている。

ブナ、ミズナラなどを中心とする広葉樹、スギ、アカマツを中心とする針葉樹が広がり、かつて盛んであった南部馬の放牧地や、畑地の開墾による伐採、スギやアカマツなどの植林、コナラやカシワなどの薪炭林への転換などにより、現在、ブナの天然林が残るのは十和田八幡平国立公園に指定されている奥入瀬溪流周辺の上流域のみである。

奥入瀬溪流より上流は、ほとんどが自然河道であり、瀬と淵が連続して形成されている。川辺にはサワグルミを主体とする溪畔林が形成されるとともに、エゾイワナ、ヤマメなどの魚種が、砂礫底の箇所ではスナヤツメが生息する。

奥入瀬溪流の下流は、河川改修済みであるが、ヤナギ、ヨシ、ツルヨシなどの植生が見られ、緑豊かな河道となっている。流れの緩やかなところではヨシの植生が主流であるのに対し、背後の山腹斜面が迫り、流れがやや速くなる上流域ではツルヨシの植生の出現頻度が高くなる。また、スナヤツメ、カジカ(小卵型)、ウグイ、ドジョウ、アブラハヤ、エゾイワナ、ヤマメなどの魚種が生息する。

広瀬橋付近には、冬季にオオハクチョウが飛来する。

4 保全地域の土地利用、地域文化の概要

奥入瀬川の上流部には、日本有数のブナ原生林が広がっているが、その多くが国有林で「森林と人との共生林」、「水土保持林」となっており、保安林のほか、十和田湖、奥入瀬溪流周辺は「十和田八幡平国立公園」に指定されている。中下流域の奥入瀬川沿いは民有林が多い。

奥入瀬川の水源である十和田湖は、流域面積 59.74km²、最大水深 327m のカルデラ湖で、奥入瀬川が唯一の流出河川になっている。流水口である子ノ口には子ノ口調節水門があり、流出量がコントロールされている。そのため、奥入瀬溪流は、河床が平坦で広く、水際にまで樹木がみられ、流路に転がる大小の岩も苔むした美しい景観を呈している。

十和田湖は、我が国でも屈指の透明度の高さを誇る貧栄養湖であり、また、最上流部の奥入瀬溪流は、両岸に断崖が連続し大小さまざまな滝があるほか、その渓谷を覆い隠すようにサワグルミなどの渓畔林が続いており、観光地として全国的にその名が知られている。

奥入瀬溪流の下流になると、氾濫原が徐々に広がり始め、中流景観を呈するようになる。周囲の森林も、スギ、アカマツなどの植林が占め、自然林は少ない。中流から下流部は河岸段丘が発達しており、段丘崖では豊富な湧水がみられる箇所もある。また、中・下流部は、河川改修による護岸整備、河道の直線化が進みつつあり、人工的な要素が強くなっていくが、水質は良好であり、川辺にはヨシ原、ヤナギ林等の水辺植生も残されている。

奥入瀬川では、ヤマメ、イワナ類、アユなどを対象とした釣りが盛んである。5月には産卵のために遡上してきたウグイを人工瀬に集めて捕獲する「瀬付け」と呼ばれる漁が行われているが、これらはほとんど自家消費のために行われている。

奥入瀬川は、内水面漁業が比較的盛んであり、おいらせ町や十和田市では、遡上サケの採捕も行われている。また、流域関係市町による「奥入瀬川清流協議会」や「おいらせ知の会」などにより奥入瀬川の環境を守る活動やイベントが行われているほか、十和田市より下流では、河川公園なども整備され、地域に密着した親しまれる川となっている。

奥入瀬川には、稲作のための灌漑用水の取水堰が多く設置されているが、特に三本木原台地の開拓のために幕末頃開削された「稲生川」は著名であり、この三本木原開拓に関するトンネルの遺構などが今でも残されている。

その他、風土・文化の面では、数多く分布する縄文期以降の遺跡や、江戸時代後期の住宅である「旧笠石家住宅」などが残されている。

また、民族芸能については、十和田市の「南部駒踊り」などがある。

5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

(1) 保全の目標

森、川、海は、地域住民の生活と結びついて、様々な説話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にする気持ち、ふるさとの森と川と海との共生を積極的に図るという考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさとの森と川と海の保全に努める。

また、森・川・海の保全及び創造においては、できる限り自然の状態を維持するという基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

このことにより、奥入瀬川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いと安らぎを得ながら暮らせる特色のある奥入瀬川流域の姿を実現する。

(2) 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

ア パートナシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、奥入瀬川流域における連携体制の構築を図る。

イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に奥入瀬川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

ウ 人との積極的な関わり合いの場の活用

上流の十和田湖や奥入瀬溪流等は、観光で訪れる人も多いことから、今後も積極的に活用を図るとともに、関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。

さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深める。

エ 特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上適切な方向への誘導を図る。

なお、特定行為の届出の適用除外となる自然公園法、森林法、河川法等の法令に基づく許認可等においては、各法に基づく保全上の審査を行い、ふるさとの森と川と海の保全を図る。

オ あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、奥入瀬川流域の過去を考察し、多様な動植物が生息・生育する森と川と海を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

カ 森・川・海の保全地域・保全計画の変更

保全計画の策定及び保全地域指定後、社会情勢の変化に応じて指定保全地域及び保全計画を変更する。

第2 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

1 清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状況を的確に把握するための指針、保全施策のための指標とする。

なお、本指針では下記の2つの方法で管理を行う。

ア 公共用水域水質測定

開運橋、幸運橋、十和田橋、馬門橋、十和田湖地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目について水質測定を県が継続的に行う。

イ 日常的な清流管理

地域住民等により日常的な管理を行う。

(1) 清流管理の基本的事項

ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の地点とする。

区 分	管理地点及び区間
公共用水域水質測定	開運橋 幸運橋 十和田橋 馬門橋 十和田湖(中央、子ノ口前面)
日常的清流管理	下田橋付近 広瀬橋付近 奥入瀬溪流

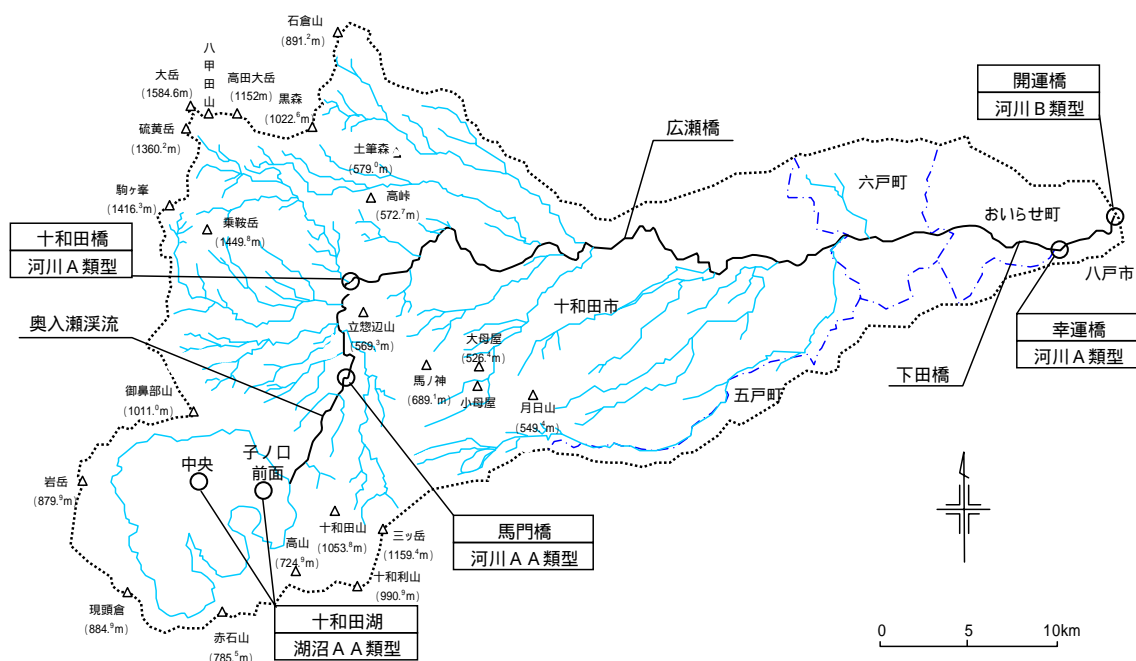


図 管理区間位置と開運橋・幸運橋・十和田橋・馬門橋・十和田湖観測地点

イ 管理内容

現在の良好な自然環境を将来にわたり維持し、保全していくためには以下の管理を青森県、関係市町および流域住民が一体となって維持管理していくこととする。

保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状把握を実施するとともに巡視等により管理を行う。

(ア) 管理の内容

- ・ 水質の把握
- ・ ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- ・ その他河岸の状況の把握

(イ) 管理の方法

参加型・学校の総合的な学習の時間等を活用するほか、今後の地元協議により役割分担を行う。

(2) 清流管理のための指標

ア 管理指標の設定

(ア) 公共用水域水質測定

公共用水域において定められている水質基準「生活環境の保全に関する環境基準」の5項目(pH・BOD(COD)・SS・DO・大腸菌群数)を指標とする。

(イ) 日常的な清流管理

水 量

目視による湧水時の流量を指標とする。

水 質

流水の性状(透視度、臭気等)を指標とする。

魚 類

魚類の生息状況(生息範囲、行動、浮上死など)を指標とする。

水生生物

「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。

イ 管理すべき基準値

(ア) 公共用水域水質測定

生活環境の保全に関する環境基準を満足すること。

管理地点	水質管理基準
十和田湖 (中央、子ノ口前面)	湖沼環境基準 A A 類型 pH : 6.5 以上 8.5 以下 COD : 1 mg/ 以下 SS : 1 mg/ 以下 DO : 7.5 mg/ 以上 大腸菌群数 : 50 MPN/100m 以下
馬門橋	河川環境基準 A A 類型 pH : 6.5 以上 8.5 以下 BOD : 1 mg/ 以下 SS : 25 mg/ 以下 DO : 7.5 mg/ 以上 大腸菌群数 : 50 MPN/100m 以下
十和田橋 幸運橋	河川環境基準 A 類型 pH : 6.5 以上 8.5 以下 BOD : 2 mg/ 以下 SS : 25 mg/ 以下 DO : 7.5 mg/ 以上 大腸菌群数 : 1,000 MPN/100m 以下
開運橋	河川環境基準 B 類型 pH : 6.5 以上 8.5 以下 BOD : 3 mg/ 以下 SS : 25 mg/ 以下 DO : 5 mg/ 以上 大腸菌群数 : 5,000 MPN/100m 以下

(イ) 日常的な清流管理

水 量

湯水時に瀬涸れ等が生じないこと。

水 質

透視度、臭気等の異常がないこと。

魚 類

既往調査で確認された種の生息範囲や行動に異常がないこと。

浮上死等の異常が生じていないこと。

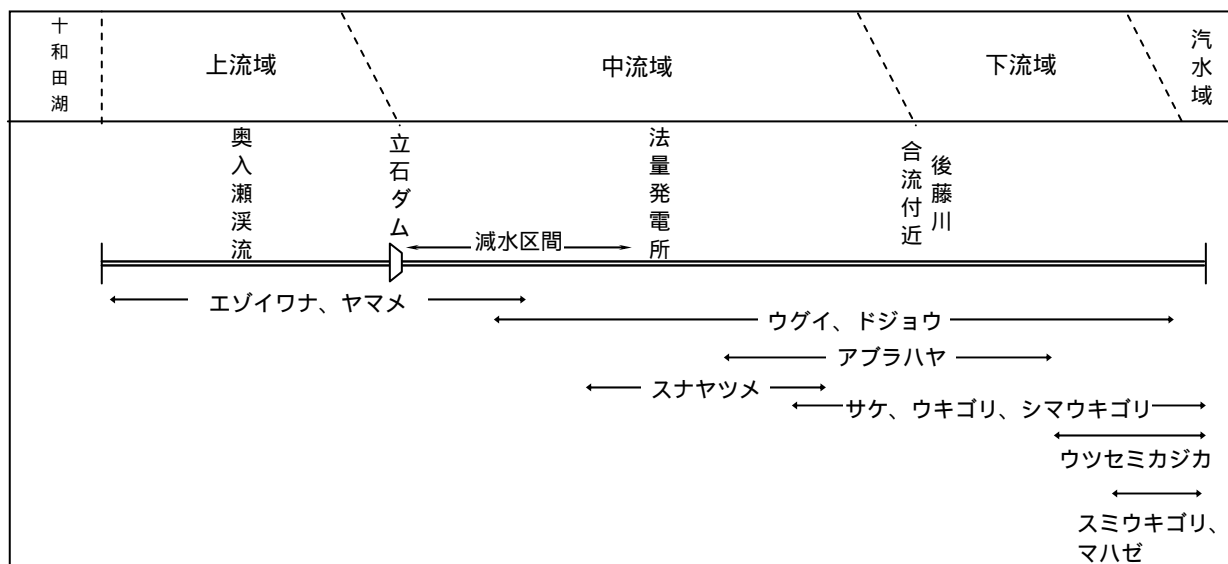


図 既存調査による魚類の生息範囲の目安

水生生物

きれいな水 () 相当の水生生物の生息が優先すること。

水質判定	指 標 生 物
きれいな水 ()	<u>カワゲラ</u> <u>ヒラタカゲロウ</u> <u>ナガレトビケラ</u> <u>ヤマトビケラ</u> <u>ヘビトンボ</u> <u>ブユ</u> <u>アミカ</u> <u>サワガニ</u> <u>ウズムシ</u>
少しきたない水 ()	<u>コガタシマトビケラ</u> <u>オオシマトビケラ</u> <u>ヒラタドロムシ</u> <u>ゲンジボタル</u> <u>コオニヤンマ</u> <u>ヤマトシジミ</u> <u>イシマキガイ</u> <u>カワニナ</u> <u>スジエビ</u>
きたない水 ()	<u>ミズカマキリ</u> <u>タイコウチ</u> <u>ミズムシ</u> <u>イソコツブムシ</u> <u>ニホンドロソコエビ</u> <u>タニシ</u> <u>ヒル</u>
大変きたない水 ()	<u>セスジユスリカ</u> <u>チョウバエ</u> <u>アメリカザリガニ</u> <u>サカマキガイ</u> <u>エラミミズ</u>

~~~~~は、奥入瀬川において確認されている種

## 2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項

### (1) 森林の区域・奥入瀬川上流域の区域

ア 森林は、地域における貴重な産業・観光・自然資源であることから、区域のほとんどを占める国有林野と連携を図りながら森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう努める。また、国民の森という観点を踏まえ、地域住民など県民参加の植樹や育樹を通じて「森づくり」の活動を推進し、地域に開かれた適切な森林の保全・育成に努める。

イ 植樹・育樹の各種イベントなどの推進を通じ、森・川・海のつながりの重要性の普及啓発を図るとともに、森の保全・育成を担う森林ボランティアなどの人材や担い手の育成を図る。

ウ 奥入瀬溪流等の優れた自然環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、地域住民等の連携により巡視活動等を推進する。

エ 「十和田湖」、「奥入瀬溪流」、「蔦沼」は、観光客のみならず地域住民が自然と親しみ、憩いやすらぐ場、自然環境教育・学習の場としての活用を推進する。

### (2) 河川の区域

ア 奥入瀬川の源である十和田湖の水質改善を図るため、水質・生態系のモニタリング、十和田湖環境保全会議の開催、地域住民への普及啓発や秋田県と連携した十和田湖に流入する河川の水質・流量調査等に取り組む。

イ ヤナギやヨシなどの河辺植生、希少種であるスナヤツメ、カジカ(小卵型)、降海型イトヨなどの魚種が見られ多種多様な動植物の生息・生育の場となっていることから、これらの生物の生息環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。

ウ 河川環境に関する維持管理については、定期的に保全地域を中心としたパトロールを実施する。また、地域住民等との情報交換等により自発的な住民参加のもとに河川清掃を継続し、良好な水環境の保全に努める。

エ 地域住民等の理解と協力により、河川及び沿岸に生息・生育する魚類及び植物のよりよい生息・生育環境の維持・保全及び河川の美化・水質の向上・維持に努める。

オ 広瀬橋付近は、白鳥の飛来地となっていることから、その環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。

### (3) 海岸の区域

ア 行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや、地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。

イ 海岸防災林は、関係団体、地域住民等との連携により、飛砂防備保安林としての公益的機能が持続的に発揮されるような適切な森林の保全・育成に努める。また、海岸防災林の役割について普及啓発し、その恩恵を受ける地域住民との協働による森林管理や森林教育の場などとしての活用を図る。

ウ 奥入瀬川河口付近及び海岸防災林は、野鳥の生息・飛来地となっていることから、地域住民による野鳥観察が行われ、良好な海岸の環境が保全されるように努める。

エ 海岸の環境保全を図るため、河川及び海岸へのゴミ投棄防止に努める。

#### (4) 全般的な保全施策

##### ア パートナーシップによる取り組みの積極的な推進

(ア) 河川愛護制度による清掃活動などの活動を推進し、保全地域を中心に森・川・海での住民参加による保全に取り組む。

(イ) 流域の小中学校の児童・生徒による環境教育と連携し、清流管理指針の水生物・水質調査などを実施するとともに、地域住民等と連携しながら指標項目調査を行う。

また、水質調査活動のPR等により、生活排水対策等に対する普及啓発を図る。

(ウ) 地域住民等と行政が協働してパンフレットの作成・配布等を行うなど地域住民等に対する保全計画への理解と保全意識の高揚を図る。

##### イ 民間団体等の自発的活動の促進

(ア) 調査研究の推進を図るため、民間団体等に対する各種助成制度や関係情報の提供等を行う。

(イ) シンポジウム、学習会の開催等民間団体等の自発的活動の場を提供する。

##### ウ ふるさと環境守人による支援

ふるさと環境守人による地域住民等のボランティア活動、観察、環境学習等への支援を行う。

#### (5) あるべき姿に向けた適切な創造

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する森・川・海づくりにあたっては、「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を守り、これを揺るぎない形で次の世代に引き継ぐ」との条例の理念を尊重する。

森林、河川及び海岸の一体的整備その他必要な施策を行う際には、奥入瀬川流域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつての奥入瀬川流域に近づくように次のとおり取り組む。

##### ア もともとの姿を参考とした森・川・海づくり

事業を実施するときは、もともとの森や川や海の状態を参考にし、動植物の生態系や自然景観に配慮した森づくりや川づくりや海づくりを実施する。

##### イ 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり

(ア) 森・川・海自身がつくる作用を最大限に活用し、多様な形状の保全・復元に努める。

(イ) 侵食が進んでいる海岸については、沿岸域漂砂の動向だけでなく、山から海までを含めた河川流域とも連携を図り、砂浜の保全や回復を図る。

##### ウ 注目すべき生物の保存を確保する森・川・海づくり

希少種や絶滅のおそれのある生物、地域の良好な環境を代表する生物を含めた生態系を保全する視点に立った事業実施に努める。

##### エ 地域住民との対話による森・川・海づくり

奥入瀬川流域の特性に応じた森・川・海づくりを行うに当たっては、地域住民等の知見・情報を活用するとともに、地域住民等との連携や役割分担により取り組む。

##### オ 関係行政機関の連携強化による森・川・海づくり

関係行政機関との連携を密にし、他の事業者が関連する整備を行う場合に十分な調整を図る。

#### カ 持続可能な森づくり

上・中流域に存する育成途上の森林については、間伐など適正な保育を推進するとともに、広葉樹の植栽や複層林への誘導など多用な森林の造成を図る。また、ブナ、ミズナラなどを中心とした天然林においても適切な施業を行い、公益的な機能を持続的に発揮する森林づくりに取り組む。

#### キ 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり

(ア) 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、周辺のネットワークを断ち切らないように努める。

(イ) 河畔林を保全するとともに、連続性の確保に努め、森と川と海を結ぶ回廊となるように配慮する。

(ウ) 魚類等の遡上・降下に支障のある河川横断工作物の改築にあたっては構造を見直し、森と川と海のつながりの確保を図る。

#### ク 連続した環境条件を確保した海づくり

(ア) 海岸と海域、陸域、河川などとの空間的な連続性、環境変化の時間的連続性、生息・生育の場や生物の多様性及び変動性に留意する。

(イ) 繁殖場、生育場、生息場等になっている多様な場を確保するとともに、その場を構成する環境要素や場のつながりを適正に維持する。

(ウ) 河口周辺の海岸及び海岸防災林では春・秋季に多くの渡り鳥が見られる。これらの渡り鳥にとって休息、採餌、繁殖等に必要となる区域であることを認識し、将来にわたって地域と共存できる環境を維持するため、水鳥たちの生息の場を保全する。

#### ケ 間伐材を利用した川づくり

森林担当部局、河川・砂防事業担当部局は、お互いに連携して間伐材の需給情報を交換し、地域で供給される間伐材を有効利用し「森を育む川づくり」を推進する。

#### コ 川づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施

事業実施後の状況を継続的に調査し、その効果を検証する。

#### サ 森・川・海の自然とのふれあいの場の確保

(ア) 子どもたちをはじめ地域住民が森・川・海とのふれあいを通じて、自然のすばらしさや大切さを感じることができる自然体験の場、遊びの場、憩い・やすらぎの場、交流の場を創出する。

(イ) 誰もが安全に河川に近づき、身近に自然にふれることができる施設整備を推進する。

(ウ) 誰もが利用しやすく、海とふれあえるように、水際線への向上を図る。

### 3 森・川・海の維持・管理に関する事項

#### (1) 現地での維持管理内容

##### (ア) ふるさと環境守人による巡視

ふるさと環境守人は巡回ルート及び、その巡視方法・巡視エリア・巡視頻度を設定し、ふるさと環境守人が巡視する。

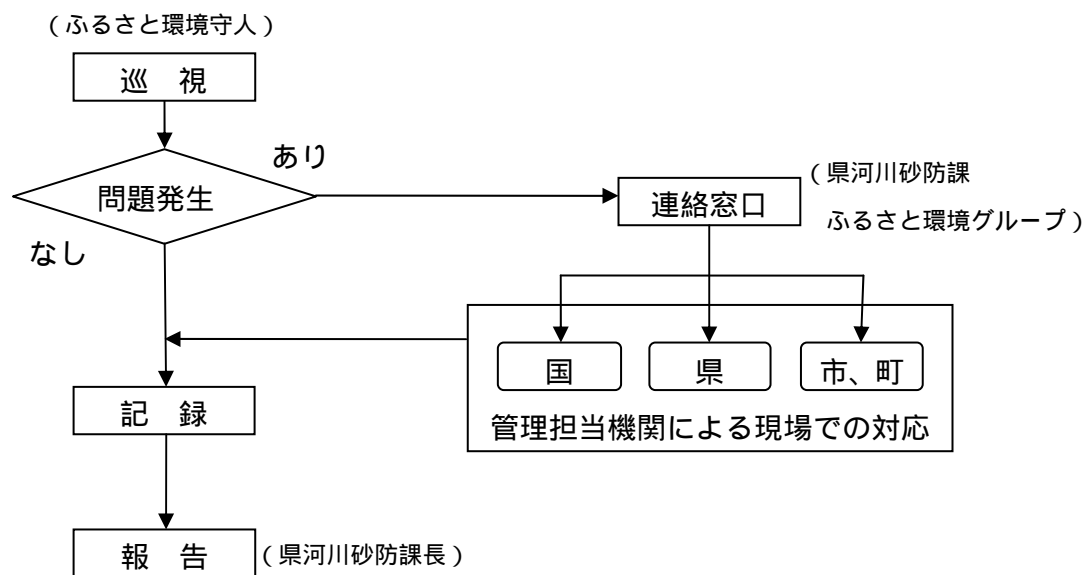
##### (イ) 報告

ふるさと環境守人は、問題発生時に連絡する以外に巡視した結果を記録し、一月分をまとめて県（河川砂防課長）に報告する。

##### (ウ) 問題発生時の対応

問題発生時は、連絡窓口から森、川、海の管理担当関係機関及び関係市町村へ連絡を行い、管理担当機関等が現場で対応する。

#### (2) 現地管理体制と役割分担



### 4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項

#### 保全地域表示看板の設置

表示看板には、保全地域の名称・保全地域の範囲・保全地域の特質を表示することとし、必要に応じて生息する生物等の写真等を表示する。